

あしよる商工会通信

総務課よりお知らせ

小規模飲食店での喫煙には届け出が必要です

平成30年7月の健康増進法の一部改正により受動喫煙防止対策が強化されているところですが、本年4月1日から事業所や飲食店等が原則屋内禁煙となるなど、改正法が全面施行となります。

そのため、4月1日から既存の小規模飲食店で喫煙する場合は「既存特定飲食提供施設」として「喫煙可能室設置施設届出書」を店舗所在地の保健所に提出する必要があります。

小規模飲食店・・・令和2年3月31日現在、飲食店の営業許可を受けており、客席面積100㎡以下かつ資本金等5千万円以下の店舗

* 受付開始日：2月3日～

* 届出様式：次のホームページでダウンロードが可能です。

十勝総合振興局保健行政室

<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/>

* 詳細：帯広保健所企画総務課企画係

* ☎：0155-27-8638

商工会員等巡回健康診断の実施について

下記により巡回健康診断を実施いたしますので、ご希望の方は商工会へお申し込み下さい。

* 日 時 令和2年5月25日(月)午前8時00分～午後4時30分

* 場 所 町民センター

* 対象者 商工会員及びその家族・会員の役員及び従業員(パート含む)

* 締切日 令和2年3月25日(水)

地域交流物産館(地域交流室1)の利活用について

地域交流室1は、地域交流物産館におけるまちなかの賑わい創出を目的とした商業交流スペースとして使用されています。つきましては、令和2年4月1日より地域交流室1の新たな利用者を募集いたします。

* 利用対象者は、商工会員並びに商工会長が特に認めた事業所。

* 商工会員が利用する場合は8割減免が適用されます。

* 飲食、食品等の販売をする場合は保健所の許可が必要です。

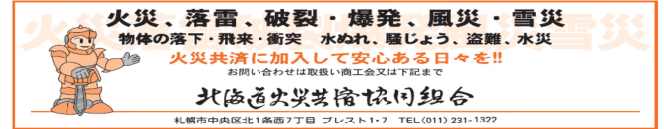
* 使用日が重複して申込があった場合は抽選を行い決定いたします。

* 締切日：令和2年3月25日(水) 厳守

(TEL:011-251-0101・FAX:011-271-4804)

WEBサイト<http://www.do-shokokai.or.jp/>

当会のHPでも掲載しています。<http://www.ashoro.or.jp/>



労働保険事務組合からのお知らせ

「働き方改革」法で中小企業が優先的に対応すべき2大項目

有給休暇年5日消化義務(2019年4月1日より施行)

時間外労働の上限規制(2020年4月1日より施行)

ハローワーク等への届出の日程をお知らせいたします。

<3月の予定>

1回目は13日(金)・・・書類は11日までに提出ください。

2回目は27日(金)・・・書類は25日までに提出ください。

<4月の予定>

1回目は16日(木)・・・書類は14日までに提出ください。

2回目は24日(金)・・・書類は22日までに提出ください。

<手続きに必要なもの>

資格取得は出勤簿、運転免許証もしくは生年月日が確認できるもの、雇用契約書、労働者名簿など。

資格喪失は出勤簿、賃金台帳、労働者名簿などが必要となりますが、場合によりさらに提出するものが増えることがありますので、商工会までご確認ください。

足寄町商工会は労働保険事務の対応に苦慮している会員事業所を対象に国の認可を受けた事務組合を設けて雇用保険の加入、脱退の手続きをはじめ、保険料の計算、国へ納付などの労働保険事務の代行をしています。

金利情報

制度の種類	利率(年利%)
公庫普通貸付	2.16~2.45%(R2.2.3より)
公庫経営改善貸付(マル経)	1.21%(R1.6.3より)
足寄町特別融資	5年以内 0.95%(R1.8.1より)
	5年以上 1.25%(R1.8.1より)
商工貯蓄共済	積立内 0.40%

指導課よりお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて（北海道より依頼）

職場における感染拡大防止に向けた、手洗いや咳エチケットの徹底

パートタイム労働者、派遣労働者、有期雇用労働者など、多様な働き方で働く方々も含めて

・労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備

・労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備

・感染リスクを減らす観点からテレワークや時差通勤の積極的な活用

小中学校が臨時休業となった際に労働者が休みやすい環境の配慮

主な相談窓口等

【厚生労働省】

厚生労働省の電話相談窓口

- ・電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時～21時（土日・祝日も実施）

新型コロナウイルス感染症に関する企業の方向けQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>
f（令和2年2月25日改訂版）

【北海道労働局】

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

～新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談（解雇・休業関係）の窓口～

- ・開設場所：北海道労働局 雇用環境・均等部指導課内
- ・電話番号：011-707-2700
- 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

【道】

労働相談ホットライン

～労働関係に関する相談窓口～

- ・電話番号：0120-81-6105
- 受付時間：月～金 午後5時～午後8時
土 午後1時～午後4時

働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援

～社会保険労務士などの専門家を派遣し、企業の働き方改革の取組を支援～

・申請先・問い合わせ：北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

- ・電話番号：011-204-5354

【日本政策金融公庫】

新型コロナウイルスに関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

同感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

設置支店：全支店

帯広支店（国民生活事業）0155-24-3525

受付時間 午前9時～午後5時（平日）

その他、新型コロナウイルス関連に伴う融資につきましては商工会までお問い合わせください。

3月行事予定表

・3/2（月）特別企画スタンプリー（23日まで）

・11（水）派遣税理士税務申告個別相談

・13（金）派遣税理士税務申告個別相談

・17（火）女性部理事会

・23（月）正副会長会議

・23（月）青年部経営研修委員会・講習会「動き発表会」

・24（火）商業部会幹事会

・26（木）第6回理事会

午前 10時00分 商工会

午前 10時00分 商工会

午後 7時00分 商工会

午後 4時00分 商工会

午後 7時00分 商工会

午後 7時00分 商工会

午後 7時00分 商工会

4月行事予定表

・27（月）十勝管内女性部連合会総会

・28（火）十勝管内青年部連合会総会

午後 5時00分 帯広市

帯広市